2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和４・５・６年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はC等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　知念　幸忠　電話03―3580―3311　内線2225
Email：choutatsu-service-1a@mofa.go.jp
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の場所において随時交付する。また、本公告の日から「電子調達システム」上にてダウンロード可能。
⑶　入札説明会の日時及び場所　令和５年10月24日午前11時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を令和５年10月17日午後５時00分までに上記３⑴までメール又は電話にて連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　令和５年12月６日午前12時00分までに上記３⑴に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　令和５年12月21日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴に同じ。
仕様関係：外務省大臣官房会計課管理室
松本　晃男　電話03―3580―3311　内線3619
Email：kanrishitu@mofa.go.jp
4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
①　この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札希望者」という。）は、入札書、総合評価のための書類及びその他必要な書類を受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
②　入札希望者は、入札書の提出時に指名停止を受けていない及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。
③　総合評価のための書類及びその他必要な書類は外務省において技術審査するものとし、審査の結果、採用し得ると判断したものを入札の対象とする。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、上記⑶②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の入札金額を提示した入札者であって、入札説明書等で指定する業務の要求要件のうち、必須とされた項目の基準を全て満たす提案を入札者の中から、入札説明書等で定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : KAIHARA Kentaro, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and management services on Ministry of Foreign Affairs, 1 set.
⑷　Fulfillment period : From December 27, 2023 Through March 31, 2027
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023, 2024.
⑺　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Foreign Affairs.
⑻　Date and time of tender explanation meeting : 11 : 00 a.m. October 24, 2023.
⑼　Time-limit for tender : 12 : 00 noon December 6, 2023.
⑽　Contact point for the notice : MATSUMOTO Teruo, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 ext. 3619

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和５年10月６日
分任支出負担行為担当官
関東財務局東京財務事務所長　木村　　隆

◎調達機関番号　015　◎所在地番号　13
1　電子調達システムの利用
本調達は、「電子調達システム」（https://www.geps.go.jp/）（以下、「システム」という。）を利用した応札、入開札及び契約手続を実施するものとする。
なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札参加届出書を提出し、紙の入札書により応札することができる。
2　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び予定数量　湯島地方合同庁舎で使用する電気　契約電力352kW　予定使用電力量756,163kWh
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　供給期間　令和６年２月１日から令和７年１月31日まで。
⑸　需要場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　入札書内訳には、入札者において設定する契約電力に対する月額単価（kW単価、同一月においては単一のものとする。）（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（kWh単価、同一月においては単一のものとする。）（電力量料金単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当局が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総額を記載すること。
入札金額は、入札書内訳に記載した総価の110分の100に相当する金額とすること。
なお、落札価格は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書内訳に記載した総価とする。
3　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下、「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。